

福島医発第1649号(保)
平成16年12月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



新潟県中越地震による被災に係る11月請求分の診療報酬
の請求等について

新潟県中越地震による被災に係る診療報酬の請求等の取扱いにつきまして
は、平成16年11月12日付け福島医発第1477号(保)「新潟県中越地
震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い」にてご連絡申し上げてい
るところであります。

今般、平成16年11月診療分の取扱いにつきまして、平成16年12月
3日付けで、厚生労働省保険局医療課から、地方社会保険事務局、都道府県
民生主管部(局)国民健康保険主管課管課(部)及び都道府県老人医療主
管部(局)老人医療主管課(部)宛に「事務連絡」が発出されました旨、別
紙のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の通知の内容は、下記のとおりでありますので、貴会会員に周知方よ
ろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成16年11月診療分に係る診療報酬の請求等について

(1) 概算による請求

11月診療分については、概算による請求の取扱いを行わない。
(該当医療機関が存在しない。)

(2) 請求における留意事項

11月診療分の請求は、11月4日付けの厚生労働省保険局医療課
「事務連絡」新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の

取扱い」(以下「11月4日付け事務連絡」という。)の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」及び「4 レセプト電算処理システムの取扱いについて」による請求となるが、次の点に留意していただきたい。

- ① 11月診療分の診療報酬明細書の提出期限は、通常の場合である。
- ② 被保険者証等を医療機関に提示できずに、氏名、生年月日、住所、事業所名等を申し立てることで受診した患者の診療報酬の請求に関しては、医療機関で患者に確認すること等により、できる限り、保険者、保険者番号及び被保険者証、被保険者手帳の記号・番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

老人保健の医療受給者の場合は、保険者番号及び市町村番号、被保険者証、被保険者手帳の記号・番号及び老人医療受給者番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

- ③ 新潟県中越地震により被災したことによる一部負担金の減免措置等を講じられた者に係る診療報酬明細書の記載は、「11月4日付け事務連絡」の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」の(2)の④に規定する(災1)の取扱いによるもののみとし、(災2)の取扱いは行わない。
- ④ 老人保健分に係る診療報酬明細書については、「11月4日付け事務連絡」の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」の(2)の⑧に規定する取扱いは行わない。

したがって、通常どおり国民健康保険分については国保連に、被用者保険分については支払基金に請求する。

- ⑤ 公費負担医療に係る診療報酬の請求についても、上記②と同様に、極力公費負担医療の受給者番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

2. その他

平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等について、やむを得ない事情により、概算による方法を選択する届出を行っていない保険医療機関が届出た場合は、概算による請求方法を認める。(11月4日付け事務連絡の記の「2 概算請求による請求を行う場合の取扱いについて」に規定する概算請求)

事務連絡(保123) F

平成16年12月9日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松原 謙



新潟県中越地震による被災に係る

11月請求分の診療報酬の請求等について

新潟県中越地震による被災に係る診療報酬の請求等の取扱いにつきまして、平成16年11月4日付け「事務連絡(保106)「新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い」」にてご連絡申し上げているところであります。

今般、平成16年11月診療分の取扱いにつきまして、平成16年12月3日付けで、厚生労働省保険局医療課から、地方社会保険事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)宛に「事務連絡」が発出されましたので、下記のようにご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成16年11月診療分に係る診療報酬の請求等について

(1) 概算による請求

11月診療分については、概算による請求の取扱いを行わない。

(該当医療機関が存在しない。)

(2) 請求における留意事項

11月診療分の請求は、11月4日付けの厚生労働省保険局医療課「事務連絡「新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の

取扱い」(以下「11月4日付け事務連絡」という。)の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」及び「4 レセプト電算処理システムの取扱いについて」による請求となるが、次の点に留意していただきたい。

- ① 11月診療分の診療報酬明細書の提出期限は、通常の提出期限である。
- ② 被保険者証等を医療機関に提示できずに、氏名、生年月日、住所、事業所名等を申し立てることで受診した患者の診療報酬の請求に関しては、医療機関で患者に確認すること等により、できる限り、保険者、保険者番号及び被保険者証、被保険者手帳の記号・番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

老人保健の医療受給者の場合は、保険者番号及び市町村番号、被保険者証、被保険者手帳の記号・番号及び老人医療受給者番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

- ③ 新潟県中越地震により被災したことによる一部負担金の減免措置等を講じられた者に係る診療報酬明細書の記載は、「11月4日付け事務連絡」の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」の(2)の④に規定する(災1)の取扱いによるもののみとし、(災2)の取扱いは行わない。
- ④ 老人保健分に係る診療報酬明細書については、「11月4日付け事務連絡」の記の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」の(2)の⑥に規定する取扱いは行わない。

したがって、通常どおり国民健康保険分については国保連に、被用者保険分については支払基金に請求する。

- ⑤ 公費負担医療に係る診療報酬の請求についても、上記②と同様に、極力公費負担医療の受給者番号を特定し、診療報酬明細書に記載する。

2. その他

平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等について、やむを得ない事情により、概算による方法を選択する届出を行っていない保険医療機関が届出た場合は、概算による請求方法を認める。(11月4日付

「事務連絡」の記の「2 概算請求による請求を行う場合の取扱いについて」に規定する概算請求)

(添付文書)

1. 新潟県中越地震による被災に係る11月診療分の診療報酬の請求等について(平16.12.3 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

別 添

事 務 連 絡

平成16年12月3日

地方社会保険事務局 殿

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 殿

都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部) 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震による被災に係る11月診療分の診療報酬の請求等について

新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについては、「新潟県中越地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い」(平成16年11月4日事務連絡。以下「11月4日事務連絡」という。)により連絡したところであるが、平成16年11月診療分に係る診療報酬の請求等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、本取扱いについては、公費負担医療所管部局と調整済みであることを申し添える。

記

1 平成16年11月診療分に係る診療報酬の請求等について

(1) 概算による請求

平成16年11月診療分に係る診療報酬等の請求については、概算による請求の取扱いは行わないものとする。

(2) 請求における留意事項

(1)により、平成16年11月診療分に係る診療報酬等の請求については、11月4日事務連絡の3及び4による請求を行うこととなるが、以下の点に留意すること。

① 平成16年11月診療分に係る診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の提出期限については、通常の診療報酬の提出期限である平成16年12月10日(金)とすること。

② 診療報酬の請求に際しては、各保険医療機関等において患者等に確認すること等

により、極力、保険者等、当該保険者等に係る保険者番号（老人保健の医療受給者の場合は保険者番号及び市町村番号）及び被保険者証、被保険者手帳の記号・番号（老人保健の医療受給者の場合は、被保険者証、被保険者手帳の記号・番号及び老人医療の受給者番号）を特定し、明細書に記載すること。

- ③ 「新潟県中越地震により被災した国民健康保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて」及び「新潟県中越地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて」により、一部負担金の減免措置等を講じられた者に係る明細書の記載については、11月4日事務連絡の3の(2)の④に規定する(災1)の取扱いによるもののみとし、(災2)の取扱いは行わないこと。
- ④ 老人保健分に係る明細書については、11月4日事務連絡の3の(2)の⑥に規定する取扱いは行わず、通常どおり国民健康保険分については国保連に、被用者保険分については支払基金に請求すること。
- ⑤ 公費負担医療に係る診療報酬の請求に際しては、各保険医療機関等において患者等に確認すること等により、極力公費負担医療の受給者番号を特定し、明細書に記載すること。

2 その他

平成16年10月診療分に係る診療報酬の請求等について、やむを得ない事情により、概算による方法を選択する旨の届出をまだ行っていない保険医療機関から届出があった場合については、11月4日事務連絡の2に規定する概算による方法を認める取扱いとすること。